

# 住宅時事往來

外国人の居住問題を考える No.7 1995/December

編集・発行: まち居住研究会(ジオ・プランニング内)  
東京都千代田区飯田橋4-5-4, #201 〒102  
tel.03-3238-0574 fax.03-3238-7878

editing & publication: The Community Living Research Group  
c/o GEO planning, Inc.: 4-5-4, #201 Iidabashi  
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102

インドシナ難民は「定住者」として、中国帰国者は「日本人」及び「日本人の配偶者等」として、日本政府が受入れ居住権を認めている人びとである。居住歴は長い人で10年を超えている。しかし現実には、日本社会の中にはさまざまな壁があり、彼ら・彼女たちは生活面で困難な問題に直面している。今回の特集では、外国人の在留期間の長期化を踏まえて、これらの人びとをとりあげ、日本で長く生活しているが故に明らかになってきた問題を把握する。

日本でのインドシナ難民受け入れが始まって16年を経過し、受け入れ自体はほぼ先が見えてきた。定住促進センターは設立当初の役割を終え、今後は日本語の再教育や難民相談員制度の拡充、母国の言語・文化の維持継承など、既に定住している難民のアフターケアに事業の主力が移行していく。意向調査(※1)によると「日本に長く住みたい」という人が約75%となっており、いよいよ、彼らの日本の地域社会での適応支援が今後の課題になってきている。

一方中国残留孤児・婦人は既に高齢のため、日本語の習得・生活への適応も難しく就職も困難である。国民年金も受給するためには、未納期間分の追納の必要があり、老後の生活に対する不安が問題となっており、インドシナ難民とは課題が異なる。しかし将来的には、子供たちと親とのコミュニケーション・ギャップや、第二世代・第三世代の自己アイデンティティの問題など、定住外国人に共通する課題が出てくることも予測されている。

## 【インドシナ難民】

今年はいサイゴン陥落から20年目に当たる。日本で、ベトナム・ラオス・カンボジアのインドシナ3国の難民の受入れが開始されたのは、ベトナム戦争の終結した1975年から4年後の1979年のことである。1979年の閣議了解で得られた定住枠は500人だった。1981年には、日本も難民条約(1951年難民条約及び難民条約議定書)に加入し法体系も整備された。さらに1985年定住枠が1万人に拡大され、1994年10月末までに9,601人が定住している。内訳は、ベトナム7,096人、ラオス1,262人、カンボジア1,243人である。しかしその後、難民の流出原因が政治的理由から経済的理由に移行したことから、1994年3月のジュネーブ国際会議で、インドシ



ナ難民について「難民」扱いのとりやめが決定された。日本でも、現在難民キャンプで待機中の人びとの受入れが終われば、家族の呼び寄せは継続されるものの、今後インドシナ難民の定住者数が大きく増加することはないであろう。

ところで「定住者」の在留資格を持つインドシナ難民は、他の在留外国人とは何が違うのだろうか。一般の外国人に発給されている留学や就労ビザは、その在留目的が限定されている。これに対して、定住ビザは「永住者」や「日本人の配偶者等」という在留資格と同様にその地位や身分に基づいて居住資格が認められており、進学や仕事は自由に選択することができる。もちろん単純労働者として働くことも認められている。

### ◎難民の来日から就職まで

海外の難民キャンプからやって来たインドシナ難民は、大和（神奈川県）と姫路（兵庫県）にある定住促進センターで、日本語教育と社会生活適応指導を受け、約6ヶ月後にはセンターから就職先を斡旋されて独立していく。

就職斡旋は、まず定住促進センターが窓口となって企業の求人申込みを受け付け、求人資料に基づき職業相談員が難民本人の希望を聞き「地域性」「業種」等を精査した上で本人に推薦する。企業の求人申込みは、地元を中心とした中小の製造業が多い。難民本人に希望する就業地を聞いても、日本の他の場所をほとんど知らないため、多くは定住促進センターのある地域を希望する。例えば1995年5月現在までに大和定住促進センターを出て就職した967人のうち674人、約7割もの人が神奈川県内に職を得ている。

### ◎難民の居住地と住宅事情

インドシナ難民の居住地は、定住促進センターの立地と深く関わっている。国籍別にみると、ベトナム人は神奈川県（21.1%）・兵庫県（20.2%）・東京都（15.2%）が多く、ラオス人・カンボジア人は実に7割前後が神奈川県に居住している。また兵庫県在住のベトナム人は、姫路市に隣接する神戸市に集まっている。

さて定住促進センターを出たばかりのインドシナ難民は、どうやって住まいを確保するのだろうか。定住促進センターでは、就職に当たってはその企業が難民の住宅確保に責任を持つこととしている。社宅・寮を完備している会社は問題ないが、求人企業の多くは中小企業であり、雇用主が民間のアパートを借りて提供しなければならない。しかし、民間の家主は難民（外国人）の入居をいやがり、会社にとっても住まいの確保は大変である。就職は内定したものの、住宅が決まらず退所が遅れたり、内定が取消になるケースさえあるという。

図1 インドシナ3国出身者の居住地

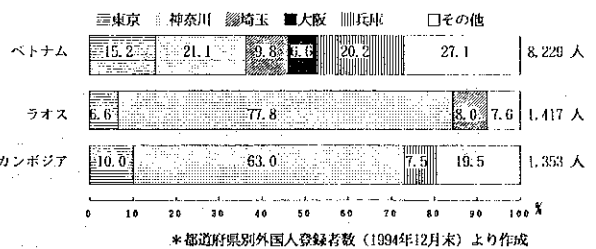
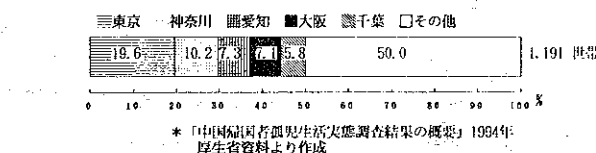


図2 中国残留孤児の居住地（上位5都道府県）



家主がいやがる理由は、「言葉が通じない」「ゴミの出し方が悪い」「食べ物の匂いがきつい」といった内容。大和定住促進センター次長の浦崎政祥氏は「インドシナ難民は、難民条約に基づき日本人と差別されることなく同じように取り扱われる権利が与えられている。しかし、民間の家主や不動産屋などでは“難民”とは何か理解されていない。オーバーステイの外国人と区別がつかない。まず難民についてもっと知ってもらおうPRなどの努力が必要」と言う。こうして、やっと会社が見つけたアパートは、狭くてトイレが汲み取り式であったり、職場からかなり離れていたり条件の悪い物件も多い。住み替えたくても、インドシナ難民自身が民間アパートを探すことはさらに困難。そこで、彼らの多くは友人・知人からの情報を得て「公営住宅」や「雇用促進住宅(\*2)」への入居を希望するのである。

### ◎安定した生活は「住宅」から

家族を形成しているインドシナ難民にとって、家賃の安い公営住宅や雇用促進住宅は魅力である。そして重要なポイントは、“会社の用意した住宅は会社をやめた時に出なくてはならないが、公営住宅なら住み続けることができる”ということ。子供もいる家族が日本で新たな生活を始める、その基盤となる「住宅」の安定は、彼らにとって非常に重要なことである。当選した公営住宅が会社から遠い場合は、会社をやめても住宅の方を優先し、新しい住まいの近くで再度職を探す場合も稀ではない。

安定した住宅を求めて、なるべく当選倍率が低い交通不便な大規模公営住宅団地や、老朽化した雇用促進住宅に申し込む。そのような団地では、次第にインドシナ難民の居住者が集まり、同国人がいるという情報が伝わってさらに難民が増加する。こうしてインドシナ難民の多くが居住する神奈川県では、1990年頃から県営住宅の中でも幾つかの特定団地にインドシナ難民が増えていった。

図3 インドシナ難民の住宅の種類（回答数 384人）

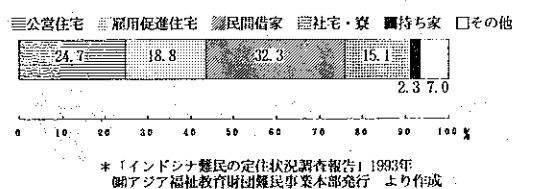
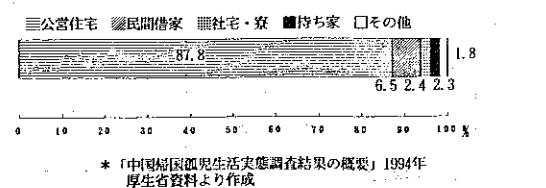


図4 中国残留孤児の住宅の種類（回答数 1,191世帯）



特に雇用促進住宅の場合は、公営住宅のように在住在勤期間の条件がないので入居しやすい。しかし公営住宅でもインドシナ難民に対しては、在住期間の特例を求める建設省通達（1992年4月8日付）が出され、例えば神奈川県営住宅では、日本に入国して5年以内の難民に限り、県内で外国人登録をした日（通常は神奈川県内在住6ヵ月以上）から申込み資格を認めるようになった。しかしその実施状況は都道府県によって異なる上に、応募しても抽選待ちなので、すぐに住宅が必要な難民の事情に合わず、最初はどうしても会社の借りた民間アパートに入居せざるを得ない。けれども、せつかく会社が苦労して探したアパートも、公営住宅に当選するとすぐ出てしまうのでは、会社との関係にも影響を及ぼしかねない。「公営住宅で難民の特別枠を設けるなど、何とかもう少し踏み込んだ対応をしてもらえれば」と浦崎さんは言う。

### 【中国帰国者】

今年には戦後50年、従って残留孤児や残留婦人等は既に50才以上の年齢に達している。この残留孤児（戦時中に満13才未満の者）および残留婦人等（同13才以上の者）とその家族（国費での帰国が認められている者）のことを、一般に中国帰国者と呼ぶ。残留孤児・婦人等とともに国費での帰国が認められている家族とは「①配偶者 ②配偶者のいない20才未満の実子 ③配偶者のいない障害のある実子」で、さらに60才以上の残留婦人等については、親を扶養するという理由で20才以上でも子1世帯のみ帰国が認められている。上記以外の家族は自費での帰国となる。1972年の日中国交正常化によって、中国残留邦人の帰国への道が開かれたが、厚生省による第1回目「訪日調査」が実現したのは、ようやく1981年のことである。中国帰国者は、1995年(9月30日現在)までに約1万5千人が帰国している。しかし現在なお中国には2千人が残留しており、帰国希望者は平成8年度までに帰国させるという方針が出されている。

中国帰国者に対する援護支援施策は、1993年秋、12人の中国残留婦人が「強行帰国」して成田空港ロビーに籠城するという事件があって初めて、「中国残留邦人等支援法(\*3)」として法制化された。それまでは、総て予算措置による取り扱いだったのである。

### ◎中国帰国者の帰国から自立まで

中国帰国者は、所沢・福岡・大阪にある中国帰国者定着促進センターで、日本語教育や日本での生活適応指導を4ヶ月受けたのち、身元引受人のいる都道府県に引きとられ、引き続き8ヶ月間各地に設けられている自立研修センターで、就職など諸々の生活相談や日本語教室に

通い、帰国後1年間にわたる支援を受けるしくみになっている。また同時に各都道府県の自立指導員が、3年間戸別訪問し、日常的な相談に当たることになっている。就職が決まるまでの期間は、当座の生活資金として支給される自立支度金と生活保護によって生計をたてているが、残留孤児・婦人等は既に高齢に達しており就職斡旋は難しい。年齢が若ければ、12万円/月の訓練手当での支給を受けながら半年から2年間職業訓練学校に通い、その後就職するという道もある。

### ◎公営住宅を拠点に親族の住宅が集まる

中国残留孤児・婦人の場合は、インドシナ難民の受入れと異なり、一般の外国人の入国・在留の際に必要な身元保証人に当たる身元引受人が必要である。そして中国帰国者は定着促進センターを出た後、身元引受人のいる都道府県に振り分けられ、多くは優先入居ができる公営住宅に落ちつく。公営住宅への優先入居は、残留孤児・婦人の世帯であれば、国費帰国・自費帰国の隔てなく入居できる。従って中国帰国者の住宅は、公営住宅が非常に多い。しかし自費で来日した家族持ちの子世帯などには優先入居の枠はなく、一般公募と条件は同じである。

都の中国帰国者自立研修センターの話によると、中国から子世帯が数世帯来日し、親の住んでいる公営住宅に超過密状態で生活しながら何とか資金を貯めて、ようやく1世帯が民間アパートに転居していくといった話も聞く。例えば都営住宅の場合は都内1年間の在住期間が申込み要件となっているが、それでも2~3年たてば、子供たちのうち数世帯が都営住宅に入居しているという。特に来日当初は言葉の問題や慣れない生活への不安もあるため、親の住む公営住宅の近くに子世帯が民間アパートを借りて、家族・親族が近くに居住する住まいが多いという。中国帰国者のコミュニティは、中国での出身地や定着センターの同期生といった繋がりが強く、最近では彼らの中でネットワークが形成され、互いに相談にのったり問題を解決していくという動きが生まれてきた。

また居住地については、身元引受人と公営住宅への優先入居の関係から残留孤児・婦人等は全国に分散させられるが、自費で来日した子世帯などは仕事や進学のことを考えて、大都市圏に集まってくる傾向がある。

(文責：稲葉佳子、塩路安紀子)

\*1「インドシナ難民の定住状況調査報告」(財)アジア福祉教育財団難民事業本部 1993年  
\*2公共職業安定所の紹介により就職する者に対して雇用促進事業団が建設し貸与する住宅。  
\*3「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」1994年制定・施行。

# 神奈川県営住宅平塚横内団地で暮らす人びと

神奈川県営平塚横内団地では、1990年前後からインドシナ難民世帯や中国残留孤児世帯の姿が目立つようになってきた。彼らはどのような経緯でこの団地に入居し、どのような生活を送っているのだろうか。ここでは、1994年7月22・23日に横内団地を訪ねて実施した調査をもとに、インドシナ難民世帯・中国残留孤児世帯の方々の住まいや生活の様子を報告する(\*)。

JR平塚駅から車で約20分、のどかな田園風景の中にある神奈川県営平塚横内団地は、昭和40年代前半に建設された中層の大規模団地で、全住戸数は1,364戸。50棟もの住棟が整然と並んでいる姿は壮観である。住戸タイプは2K~3DK、ファミリー向けとはいえ、住戸は全て35㎡前後の小規模なもの。ここに住む外国籍の世帯数は1994年5月時点で83世帯(6.1%)であり、国籍別で多い順に①カンボジア(32世帯)、②ラオス(27世帯)、③中国(15世帯)、④ベトナム(7世帯)、⑤韓国(2世帯)。インドシナ3国出身者が66世帯、約8割を占めるといふ大きな特徴があり、また中国籍世帯の多くは中国残留孤児の家族である。

横内団地でインドシナ難民を中心とする外国人居住者が特に目立ってきたのは、1990年頃のことである。それに伴い、日本人居住者から彼らに対する苦情が聞かれるようになってきた。住宅の管理を担当している(株)神奈川県土地建物保全協会には、自治会から苦情が寄せられたり、外国人を同一団地に集中しないように、また同一棟内に入居させないでほしいという要望が来たこともある。県営住宅に入居する側も受け入れる側もとまどっていた時期であった。その後、横内団地自治会では、特に多いインドシナ難民世帯への対応を大和定住促進センターに相談し、懇親会や住まい方の指導を実施した。また、団地のお祭りで外国人に登場してもらい、お神輿をかついだり料理の試食会を開催してもらったり、積極的に自治会の棟の役員に外国人を推薦したりと、自治会活動を通

じてお互いに親しくなる努力を重ねている。

## ◎インドシナ難民・中国残留孤児世帯の入居パターン

インドシナ難民世帯と中国残留孤児世帯が横内団地に入居するまでにたどる経路には、あるパターンが見られた(図1)。

居住者の多いラオス・カンボジア人世帯の場合、来日後1年半程度たってから横内団地に入居しているケースが多い。1990年頃にはまだ県営住宅におけるインドシナ難民の県内在住期間の特例(P3参照)はなく、県営住宅の申込みには6ヵ月以上の在住期間が必要であった。そのため大和定住促進センターを出た後、彼らはまず会社の借上げアパートに入居している。県営住宅の中で横内団地を選んだのは、①平塚市や近郊の会社に勤めていて通勤に便利 ②同じ国の居住者も多く安心 ③応募倍率からみて当選しやすかった といった理由から。集住のメリットや立地など、横内団地を積極的に評価して入居していることがわかる。

ベトナム人世帯は、横内団地入居時点では来日して4~10年が経過しており、日本の生活にもかなり慣れていているケースが多い。ベトナムからの難民は主に姫路定住促進センターで受け入れていることもあり(ポートピアールは主に品川の国際救援センター)、横内団地のベトナム人は7世帯とラオス・カンボジアに比べて少ない。彼らは仕事等の関係で神奈川県に来て、その後家賃が安く応募倍率が低いからと横内団地に応募している。横内団

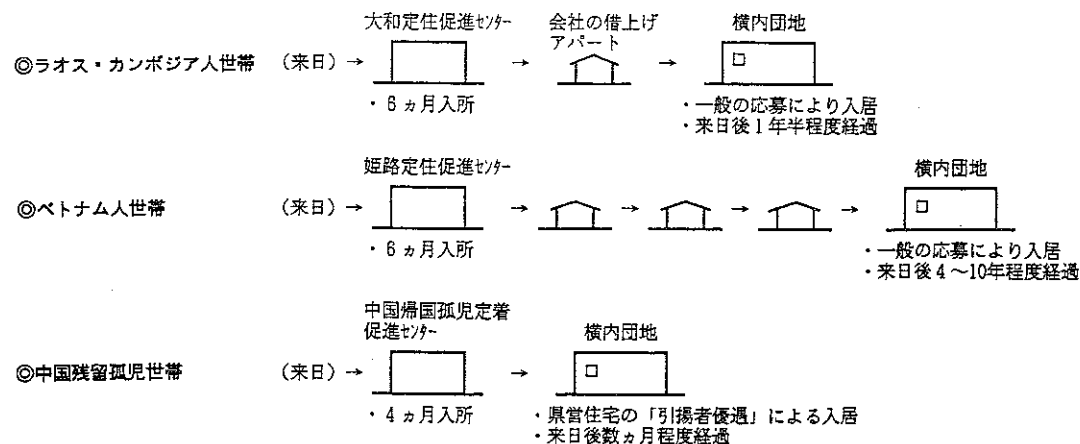


図1 横内団地居住者の団地入居パターン

地の選択にあまり積極性はない。

一方、中国残留孤児世帯の場合は中国帰国孤児定住センターで4ヵ月を過ごした後、すぐに入居しているケースが多い。中国残留孤児は公営住宅で「引揚者」という扱いを受け、地域在住期間についての特例や優遇制度が適用されている(日本に引き上げて5年以内の人に限る)。彼らは地域住民になった日から公営住宅の申込みができ、また当選倍率も優遇される。彼らは横内団地を特に希望したわけではなく、親族または身元引受人のいる神奈川県内の県営住宅の中で、空家が多く入居しやすいことから結果的にこの団地に入居している。

## ◎生活ルールはどのように伝えられているのか

横内団地では、インドシナ難民を中心とした外国人居住者の増加に伴い「友だちが訪ねてきた時の外国語の話し声がうるさい」「掃除に1度も出ない外国人がいる」「料理の匂いがひどい」「夜、外国人男性が団地内道路にかたまっていると何となく怖い」といった苦情が近隣の日本人から自治会や本人に寄せられたという。しかし、と横内団地連合自治会長の田中数政さんは言う。「日本人でも外国人でも、それぞれ生活ルールを守る人・守らない人はいる。外国人のことになる、やたら大げさに苦情を言う日本人がいる」。聞き取り調査に応じてくれたインドシナ難民や中国残留孤児世帯の人びとは、口々に「私たちは、ゴミの出し方で文句を言われぬようにすごく気を配っている。それなのに、出し方が悪いゴミを見つくと、私が出したゴミではないのに『外人がゴミ出しを守らない』。いつでもガイジン、ガイジンとひとくくりで言われる」と訴えていた。

そもそも生活の様々なルールは、まずは誰かに教えてもらわなければわからないのは当然である。県営住宅に入居する際の住まい方等の説明や指導は、どのように行われているのだろうか。

県営住宅に当選すると、「暮らしのガイドブック・すまい」が送付されてくる。この冊子には、イラスト入りで住まいの設備上のトラブルへの簡単な対処方法や、生活騒音・ペット飼育禁止などの注意事項、住まいのトラブルがあった場合の連絡先など、県営住宅に居住する上での一般的な情報がわかりやすく記載されている。インドシナ難民居住者の増えてきた1992年、中国・ラオス・ベトナム・カンボジアの各国語版が作成され、該当する人々には母国語による冊子が送付されている。また、入居直前には、当選者が必ず出席しなければならない入居手続き・入居説明会がある。ここでは、「暮らしのガイドブック・すまい」及び「県営住宅入居のしおり」の内容が日本語で説明される。言葉がわからない人は、自

主的にボランティア等の通訳を伴って来るという。この他、横内団地では入居時に自治会棟会長から日本語で住まい方の説明が行われている。

## ◎求められるきめ細かな情報提供

入居前の説明会や入居時の住まい方の説明によって、ゴミの出し方、夜間の騒音を出さないなどのルールは大体理解できたという。母国語による「暮らしのガイドブック・すまい」は、「母国の言葉で記述してあり、県や保全協会がそのように対応してくれていることがうれしい」と、意識面を高く評価している人は多い。しかし、実際に使って役に立ったという話はあまり聞かれなかった。その理由は、ガイドブックの記載内容がかなり一般的事項にとどまっていること、そして文書による情報提供の限界であろう。例えば「暮らしのガイドブック・すまい」には、住宅に不都合があった場合の連絡先が記載されている。けれども、日本語があまりできない人にとっては、自分で電話連絡し説明するのは大変なこと。いくら連絡先がわかっている、電話で説明するよりは我慢しようか、ということになる。また、そもそも公営住宅のしくみがあまり理解されていない。収入と家賃の関係を正確に理解している人はほとんどなく、ある期限が来たら公営住宅を退去しなければならないのかという不安をずっと抱えていた人もいた。普段の生活には支障のない程度に日本語ができる人でも、少し難しい内容はなかなか伝わっていないのが実情である。

県営住宅の管理の中でインドシナ難民や中国残留孤児世帯に求められているものは、よりきめ細かな、そして現実に則した対応であろう。外国語版の「暮らしのガイドブック・すまい」は一定の評価を得ているものの、実際に生活に役立てるためにはもっと詳細な内容が必要になる。また入居後に送付される書類となると、現状では日本人と全く同じものである。県からの収入調査の書類の意味が理解できず、捨てたり出さないままになっていた人もいた。県営住宅に居住する外国人が増えてきた今日、重要な書類は翻訳するか、せめて漢字にふりがなをつけるなど、外国人に理解しやすいような情報提供の努力も必要ではないだろうか。

## ◎孤立しがちな中国残留孤児世帯

横内団地のインドシナ難民世帯、特にカンボジア・ラオスの人びとにとっては、居住者数が増えるに従って、近くの商店でカンボジア料理の材料を扱うようになるなど、集住による生活の利便性がますます高まっている。また、病気その他困った場合についても、大和定住促進センターに相談したり団地内の同国人居住者にも相談で

横内団地のインドシナ難民世帯・中国残留孤児世帯はどのような住まい方をしているのだろうか。ラオス人世帯とカンボジア人世帯、

## 住まい訪問

そして中国残留孤児の家族の住まい方を、それぞれ1世帯ずつ紹介する。  
(調査時期：1994年7月)

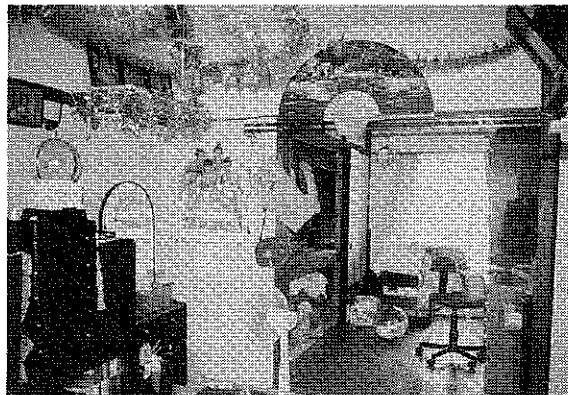
### 天井は金・銀モールで装飾 扇子やポスターで賑やかな居間

Tさん (ラオス人世帯)

◎世帯属性：30代夫婦と子供2人 (小学校低学年と幼児) の4人世帯。  
◎住宅：3DK (37.35 ㎡)

個室のうち1室は居間として使い、あとの2室は主寝室と子供部屋。居間には、天井や壁に金銀のモールやポスター・扇子・カレンダーなどが飾られ、何とにもぎやかで楽しい雰囲気である。また、居間の一角には、日本の神棚のように仏陀を祀り、水や食べ物がお供えである。他の家を訪問した時も、同じようにモールや扇子が飾られており、ラオスの人たちはこの飾りがとても好きなようだ。

和室は畳の上にゴザやビニールシートを敷いて使っている。畳は何となく汚れた感じがするという。就寝はベッドを使用しており、押入れは洋服掛けを取り付け衣類の収納場所となっている。



モールで飾られた居間。左上に仏陀を祀る棚が見える。

### 言葉もわからず知り合いもなく トイレの水漏れをずっと我慢

Bさん (中国残留孤児世帯)

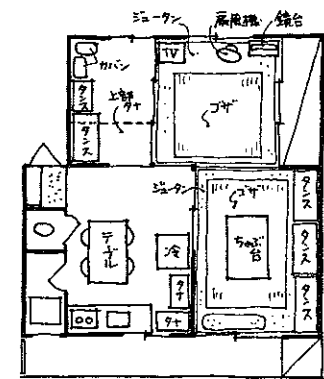
◎世帯属性：中国残留孤児の夫と妻 (中国人) の50代夫婦と、夫の養母 (中国人) の3人。  
6年前に来日。来日当初は7人世帯だったが、子供は皆結婚・独立した。  
◎住宅：3DK (37.35 ㎡)

現在住んでいるのは3人なので、3室のうち1室は主に収納用とし、一部襖をはずして広くすっきりと住んでいる。7人で住んでいた来日当初は大変だったという。「特に朝。洗面台もないので、台所の流しで洗顔と朝食の用意の両方で、皆忙しくて大騒ぎだった。中国だったら家が広いので、洗面器にお湯を入れて庭でも洗顔できるが、ここでは部屋の中に洗面器を置くわけにもいかないし…」とのこと。また、ずっと困っていたのは、トイレの管のつなぎ目からの水漏れ。「どこに修理を頼んだらいいかわからなかった。それに日本語ができないので、修理の連絡先がわかってても電話をかけられない」と、6年前から今までずっと我慢していた。

台所は油を使う料理が多いため、ガスコンロの回りをアルミで覆うなど工夫している。「日本の住宅は狭く、特に台所が狭い。油を使って強火で料理する時、壁に近すぎて火事にならないかと心配だった。コンロ

には強火と弱火があるが、壁に近い方が強火になっているので怖い」

横内団地に入居してきたばかりの頃は、言葉が全く通じなくて困ったという。「今では近所の人いろいろ教えてくれ、回覧板も届けに来る隣の人が内容まで説明してくれるので大丈夫。日本語がなかなか覚えられないので近所の日本人と深い付き合いはなく、団地の自治会活動にも参加していないが、横内団地には同じ中国残留孤児世帯の仲間もいるのでずっと住み続けたい」と妻は語ってくれた。私たちが特に気になったのは、年老いた養母だった。日本語の簡単なあいさつもわからず、私たちが訪ねた時、彼女はただ微笑んでくれるだけ。同年代の友人もいない外国での生活を黙って受け入れている養母の孤独が、私たちに重く感じられた。



### 食べ盛りの男の子を抱え 家庭菜園で母国食材を栽培

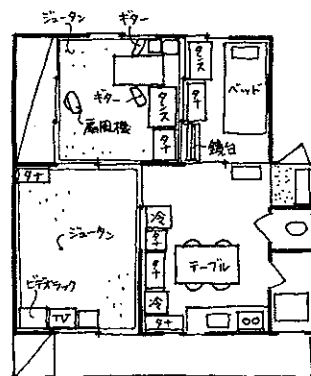
Cさん (カンボジア人世帯)

◎世帯属性：家族は中年夫婦と子供2人 (大学生と高校生)。大学生の長男は東京で下宿しており、現在一緒に住んでいるのは3人。  
◎住宅：3DK (37.35 ㎡)

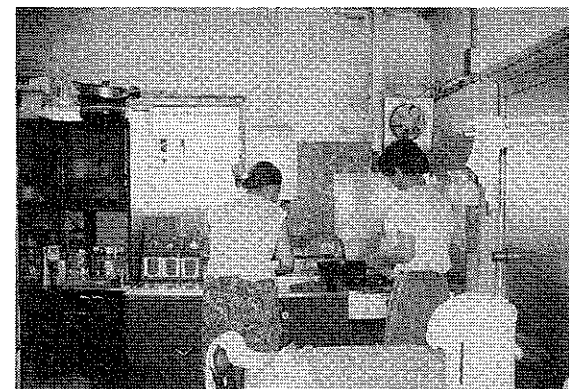
3DKの1室を居間として使っている。DKが狭いため、食器棚やテーブルの配置に苦労している様子が伺える。居間にはポスターやカレンダーが飾られ、ビデオやCD、ギターなどが並んでいる。

和室は畳の上に絨毯を敷いて使用しているが、湿気のため畳が一部いたみへこんでいた。なぜ畳が傷んだのか、また傷んだ畳をどうしたらいいのかはわからなかったという。このような生活のちょっとした不便が解消されにくい実情が伺えた。

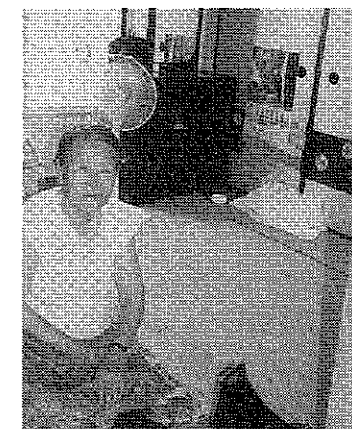
住棟南側の空地にカンボジア料理に使うハーブ類を育て、みごとな家庭菜園をつくった。自治会長が「空いている場所だからいいよ」と言ってくれたという。



住棟の南の空地につくった家庭菜園。



台所で餃子をつくる妻と養母。



畳は上に絨毯やゴザを敷いて使っている。左は養母。

## 阪神・淡路大震災と 在日ベトナム人

今年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災では、日本人ばかりでなく、被災地に暮らす外国人も多大な被害を受けた。その後半年を経た7・8月になっても、避難所の撤収とそこで生活していた人びとの移転問題などが、マスコミを通じて報道されていたが、特に住宅の再建・復興は、まだまだこれからといった状況にある。

ところで被災地に暮らす外国人は、地震直後にどのような避難行動をとり、その後どのような経過をたどったのだろうか。ここでは、インドシナ難民として日本で暮らすベトナム人の被災状況と今後の生活再建について、今年5月の黄金週間に実施したベトナム人テント村での訪問調査記録をもとに報告する(\*1)。

### 長田区に集住するベトナム人

神戸市には、90ヵ国4万3千人以上の外国人が暮らしている。外国人登録者数(平成7年4月現在)によると、多い順に①韓国又は朝鮮 27,625人、②中国 9,368人、③米国 1,232人、④インド 947人、⑤ベトナム 742人となっている。国際貿易港として栄えた神戸市には戦前から華僑やインド人が多く、また韓国・朝鮮との歴史的経緯から数多くの在日韓国・朝鮮人が生活している。現在では、国際企業のビジネスマンとして働く欧米人も少ない。

ベトナム人は、姫路に定住促進センターがあることから、隣接する神戸市に暮らす人が多い。その中でも神戸市在住の3分の2に当たる約5百人弱が、神戸市の長田区に居住し、徐々にベトナム人コミュニティと呼べるような地域を形成しつつあった。長田区には、もともと在日韓国・朝鮮人の住民が多く、神戸市全体の3分の1に当たる約9千人の韓国・朝鮮人が暮らしている。彼らは主としてケミカルシューズ関連の仕事に従事しており、ベトナム人は、当初これらの工場に採用されるというかたちで、長田区に集住するようになっていった。

日本でインドシナ難民の受け入れが開始されてから16年、在日韓国・朝鮮人や華僑に比べると、定住者とはいえベトナム人の日本での居住歴は短く、確固とした生活基盤を築くには至っていない。震災から数日後、長田区の南駒栄公園にはベトナム人と日本人のテント村が出現した。

中でもテント村のベトナム人の数は日を追うごとに増加し、5月1日現在48世帯167人にふくれあがっていた。神戸市のベトナム人は被災前から集住化の傾向が強かったが、今後の復興にあたって、彼らは再び長田区に居住地を求め、ベトナム・コミュニティを再編しようとするのだろうか。震災により仕事や住まいを失った彼らは、その後の生活再建をどのように考えているのだろうか。

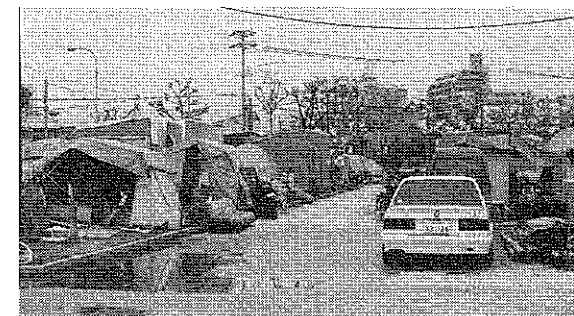


図1 南駒栄公園のテント村。園内には青いビニールシツ覆ったテントが幾つも並んでいた。(撮影:1995年5月)

### ベトナム人テント村を訪問する

あたり一面が焼け落ちたJR新長田駅の周辺では、空き地のところどころ残っていた建物の残骸や鉄骨が片づけられ、人びとの生活は日常を取り戻しつつあった。南駒栄公園は、長田駅前の通りを真っ直ぐ南へ歩くこと約20分、巨大なガスタングが目印になっている海沿いの公園である。公園といっても樹木は少なく、中央にネットで囲われた野球グラウンドがひとつある程度の規模である。

私たちが訪れた時には、テント村と言っても震災後すでに3ヶ月以上を経て、布製テントは少しずつ簡易住宅(ベニヤ板を使ったバラックや、プレハブの簡易住宅など)に建て変わりつつあった。天気の良い日中には、公園内のそこかしこからトンカチや電動ノコギリの音が聞こえてくる。

公園で生活しているベトナム人の表情は、予想以上に明るい。聞けばテント村の生活は、「ベトナム戦争の時の悲惨な状況に比べればまだまし」だそうで、日本人よりもよほど遅い。親類縁者や友人・知人が集まってひとところに住まい、園内の通路で立ち話をしたり、気軽に行き来できる雰囲気は、郷里での生活を思い起こさせるのかもしれない。もちろんテントのままでは居住性が悪いが、ベニヤ張りの簡易住宅に建て替えた家の中を覗かせてもらおうと、畳を敷き、家電製品も整っていた。震災後、リサイクルショップでテレビや冷蔵庫などを購入した家、屋根にパラソルアンテナの付いている家などもある。電気は各戸に引かれており、ガスはプロパンガスを各自が購入し使用、水道は共同である。また公園内には共同のトイレと風呂がある。

きるということで、日常生活で特に問題はないという人が多い。何か大きな問題が起これば母国語で相談できる大和定住促進センターの存在は、彼らにとって大きな安心につながっている。

それに比べて、より大きな問題を抱えているのが中国残留孤児世帯である。来日後数ヵ月、日本の生活に慣れる暇もなく横内団地に入居してきた彼らの回りには、知り合いもほとんどなく大和定住促進センターのように相談にのってくれる施設もない。ある世帯ではトイレの水漏れを6年間も我慢し続けていた。修理をどこに頼んだらいいのかわからない、また連絡先がわかって自分では電話できないためである。中国残留孤児の世代は50代から高齢にさしかかっており、若い人たちに比べて日本語を覚え生活に慣れるのは大変なこと。「越してきたばかりの頃は言葉も通じず、同じ中国残留孤児世帯の奥さんと2人でよく話をしながら泣いていた」という50代の女性は、日本語がわからないので病院に行くのも困る、身近に中国語のわかる人がいれば…と訴えていた。

### ◎日本語の理解力不足による問題

横内団地の他の日本人との交流状況はどうだろうか。「隣の人とは毎日親しくつきあっている」と答えてくれたカンボジア女性もいたが、全体的にみればあいさつ程度のつきあいに留まっている。近所の人たちともっと仲良くなりたくても、言葉が障害となかなかできない状況がある。ある中国残留孤児の奥さんは「言葉がわからないので、自治会活動などにはなかなか参加できない。そのため、日本人からはあまり積極的に参加しないと思われてしまう」と言う。

インドシナ難民世帯と中国残留孤児世帯の置かれている状況は若干違っているものの、言葉が理解できないことに起因する日常生活の様々な問題は共通している。彼らの日本語能力は、滞日期間や生活の中での日本人との接触度合によって大きく異なっている。インドシナ難民が定住促進センターで日本語を学ぶ期間は4ヵ月、これだけでは当然のことながら、必要な情報を理解できるだけの日本語能力を養えない。しかし、定住促進センターを出た後は、日本語を学ぶための公的な支援体制はほとんどないのが実情である。中国残留孤児世帯の場合は、定着促進センターで4ヵ月の日本語・生活指導を受けた後、自立研修センターの利用が可能だが、期間や場所が限られており、横内団地のように駅から離れた場所に住む人にとっては通うのも大変である。生活に密着した場所での日本語再教育や相談など、ボランティア組織との連携も含めたアフターケア体制の強化が今後の課題といえるだろう。

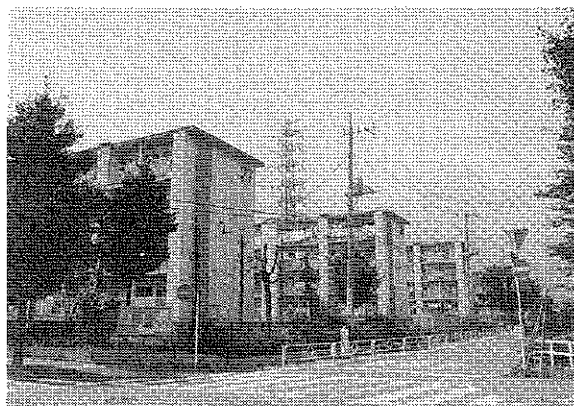
### ◎母国の言葉や文化を継承したい

また、異国で暮らす人びとに対して、母国の言葉を学び、自己のアイデンティティを表現し継承していく機会を提供していくことも、これからは重要になってくるのではないだろうか。小さい子供たちは日本語の習得は早いですが母国語を忘れてしまい、親子のコミュニケーションがうまくとれず、日本語を話せない母親が孤立してしまうという状況も現に起きている。中国残留孤児世帯の人びとは、通訳を介した私たちのインタビューに喜々として答え、久しぶりに中国語で思う存分に話を聞いてもらった、と本当に嬉しそうに語ってくれた。また、ラオスやカンボジアの人びとからは、「私たちには結婚式などの行事がすごく大切。お坊さんと呼んで、自分たちで料理を準備し結婚披露宴を行えるような公的な会場が欲しい」という声が聞かれた。母国での結婚式の様子を説明してくれる彼らの生き生きとした表情は、とても印象的だった。自分の言葉で語り、自分の文化を表現することは、彼らにとって大きな精神的支えになることだろう。

言葉の通じない日本での現実の生活は厳しい。彼らが自立していくためには、日本語習得などの自助努力が大いに要求される。その一方で私たちの側も、定住あるいは永住するために日本にやってきた彼らを受け入れるホスト社会の一員として、お互いの文化の違いを認め合い、誇りを持って共に生活していけるような環境に近づける努力をしていく責任があるのではないだろうか。

(文責:塩路安紀子)

\* この調査は、日本マシヨソ学会が(株)神奈川県土地建物保全協会の委託を受けて1994年7月22~23日に実施し、下記の報告書にまとめたもので、調査企画から実施にはまち居住研究会から稲葉佳子・塩路安紀子が参加した。「神奈川県営平塚横内団地における外国人居住者の居住実態及び意識調査」稲葉佳子・塩路安紀子・太田多圭子



## テント村は何故できたのか

ベトナム人テント村はどのようにして形成されたのだろうか。

地震を体験したことのないベトナム人にとって、建物が一瞬の内に倒壊した大地震の恐怖は非常に大きく、地震直後は小・中学校などの建物内に避難できないままに運動場や公園で過ごす人が少なくなかった。また、一時的に姫路など被害の少なかった親族・友人宅や、姫路定住促進センターに避難した人たちもいた。さらにベトナムの旧正月（テト）で里帰りを予定していた人びともおり、彼らは地震の後にベトナムへ一時帰国した。

1月17日の夜には、日本人や在日韓国・朝鮮人とともにベトナム人も、南駒栄公園に避難してきていた。当初は寒さで惨憺たる状況だったが、やがて支援団体が大量にテントを持ち込んできた。建物の倒壊が怖い、避難所ではプライバシーが保てず日本人に気を遣う、友人・知人宅にも長期逗留はできない、南駒栄に行けば仲間がいてテントも張れる…などの理由から、次第にベトナム人の数が増え、2月初旬には88人に達していた（日本人は108人）。やがてベトナムの旧正月を終え帰国してきた人びとも加わり、テント村の人数はさらにふくれあがっていった。

南駒栄公園は、当初指定避難所ではなかったため救済物資も届かず混乱していた（その後指定避難所と同等の扱いになった）。またマスコミがこぞってベトナム人テント村の報道をしたため、救済物資が“気の毒なベトナム人”だけに集まってしまい、日本人との間でいさかいが起きるもとになったという。加えて、お互いに言葉の問題からベトナム人と日本人とのコミュニケーションが円滑に図れず誤解が生じたり、何かあれば「だからベトナム人は」と彼らを一括りにして問題視する状況があった。しかし、次第に男たちが仕事に出掛けるようになる

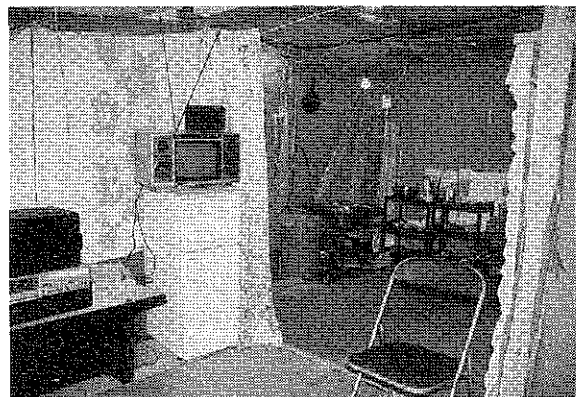


図2 テントの内部。冷蔵庫、テレビ、オーディオ機器などがそろっている。（撮影：1995年5月）

と、昼間残された女たちは、衣類の仕分け作業等を通じて個人的に顔見知りになっていった。お互いに相手を集団としてではなく個人として認識できるようになってきたころから、両者の関係は改善されていった。2月には自治会が結成され、日本人とベトナム人のリーダーをたて協議する体制ができあがり、物資の管理や分配、掃除・風呂当番なども日本人とベトナム人の間で交代制で行うというしくみができあがっていった。こうして震災後3ヶ月を経て、ようやくお互いになんとかやっていけるような状況が生まれてきたという。

## 長田を離れたくないベトナム人

私たちが訪れた5月初旬には、ベトナム人家庭はほぼ仕事を見つけていた。実際には長田区のケミカルシューズ関連の会社で働いているベトナム人は意外に少ない。むしろ神戸港からベトナムへ中古製品を輸出するリサイクル業に従事している人が多く、彼らは大阪港や姫路港を使って仕事を再開していた。また解体作業などで建設関係のアルバイト口もあり、とりあえずの仕事先には困っていない。

それでは、住宅に関してはどのように考えているのだろうか。彼らは異口同音に「長田から離れたくない。隣の兵庫区や須磨区の仮設住宅でも移りたくない。」と言う。それは何故か。まずベトナム人はインドシナ難民として苦労を重ねて来日し、慣れない日本の生活に長い時間をかけてようやく馴染んできた。それだけに、住み慣れた地域から離れるのは大きな苦痛を伴う。特に神戸は歴史的に外国人が多く、他の都市に比べて外国人が受け入れられやすい国際的な雰囲気があり、また南京街へ行けばベトナムの食材も手に入る。さらに長田区にはベトナム人が多く、日常的にベトナム語で話ができる。日本の学校に通うベトナム人の子供たちを除けば、親世代は定住促進センターを出た後は、生活と仕事に追われて日本語を習う時間がなかった。仕事場は単純労働が多く言葉は上達しにくい。特に女性の場合は家庭に入ってしまうと日本人と接する機会も減るため、来日後十数年経ても日本語には苦労している人が少なくない。だから難民第一世代にとっては、ベトナム語が日常的に使える環境は住みやすい。加えて零細企業に努めている人が多く、遠くの仮設住宅に転居すれば職場までの交通費も自己負担となり家計に影響する。ベトナム人はいまだ母国の家族に仕送りをしている人もおり、経済的な余裕は少ない。さらにせつかく仮設住宅へ移れても、入居期間が1年間なので再度移転を余儀なくされる。新しい地域の生活により慣れた頃に、また引越越し。ベトナム人ばかりでなく日本人も思いは同じである。仮設住宅の空

き家の多さが一時期マスコミを騒がせていたが、その背景にはこのような事情があった。住宅という器のみで考えれば交換可能かもしれないが、コミュニティは簡単に交換できるものではないのである。長田区に家賃の安い住宅が見つかるまでは、1年でも2年でもテント村で頑張るといのが、その当時の彼らの切実な希望だった。その後の情報によれば、南駒栄公園の中には8月以降新たに仮設住宅が建設され、抽選で当たった日本人が転居してきた。元からいたテント村の日本人の数は減少しているが、ベトナム人の数はほとんど変わらず、10月に入っても140人が生活していた。また紙筒を使ったログハウスがベトナム人と日本人向けに10棟建設されたという。

## 震災を契機に変わる長田

ところで、被災した外国人に対する救援活動は、どのように行われていたのだろうか。幾つかの支援組織が救援活動を実施していた。ベトナム人に対しては、日本ベトナム友好協会やベトナムミストクラブ、姫路定住促進センター、在留ベトナム人や大学生などが、情報提供や救援活動に従事し、各団体や組織・個人が集まり「被災ベトナム人救援連絡会議（代表者・神田神父）」を発足させている。具体的には、仮設住宅の申込み、医療、保険、融資などに関する情報をベトナム語で提供したり、通訳の派遣などを行っていた。代表の神田神父は、以前からカトリック信者のベトナム人が通っていた長田区の鷹取教会の神父で、震災直後から活動を進めていた。

またこの震災を契機に、長田に多言語情報チャンネルが誕生した。今回の震災では、外国人に対する母国語による情報提供の重要性が浮かびあがった。文書による翻訳では緊急時には対応できない、タイムリーに情報を伝えるにはラジオしかない、2つのFM局が生まれた。在日韓国・朝鮮人向けのFMヨボセヨ（震災直後の1月30日から日本語と朝鮮語で放送を開始）と、ベトナム人向けのFMユーマンである。FMユーマンでは、他にタガログ語、スペイン語、英語、日本語で放送をしていたが、震災後半年目の7月17日に、2つのFM局が1つになりFMわいわいとして新しいスタートをきった。さらに震災1周年の来年1月17日には郵政省の認可を受け、コミュニティFMとなることが決まった。

いろいろな国籍の人が住民として暮らす長田区では、震災を契機に人びとの生活に根ざした国際化が生まれはじめている。外国人と日本人が共に住むまちをテーマにしたアジアタウン構想が、住民から提案されるなど、定住外国人も住民として、まちづくりの中にきちんと取り込んでいこうという兆しが見えてきた。

現地の日比野純一さん（FMわいわい）に最近の様子

を聞いてみた。「夏の間の土日には、たくさんのベトナム人が姫路や近郊からテント村に集まり、さながらベトナム人のコミュニティセンターのようになって、それは楽しい雰囲気でしたよ。でも最近では二度目の冬を迎えて、多少遠くの仮設住宅でも転居する人が出てきました。市営住宅の募集もはじまり、再移転の必要のない公営住宅ならばと申し込む人も多い。でも、ここには仲間がいて情報がある、だからベトナム人は後ろ髪を引かれるようにして移転していくといった感じ。11月中旬時点でテント村に残っているベトナム人は約80人、日本人は50～60人。何人かはそのままテント村で冬を越すかもしれない。日本人とベトナム人の関係ですか…確かに“共生”とまで言うのは難しいけれど、それぞれ個人的にはコミュニケーションが生まれています。」

長田が多大な被害を被った要因として、戦前からの木造住宅や文化住宅が密集し細街路が多く、また住宅と工場が混在し、火災による二次災害が発生したことが指摘されている。ベトナム人は、単純労働の工場と低家賃住宅を求めて長田に集まってきた。今回の地震で、ベトナム人のほとんどが住宅を失ったり、またベトナム人以外にも、木造アパートに暮らしていた留学生やひとり暮らしの高齢者が犠牲になった。その原因のひとつとして、経済的事情と入居差別の問題から、彼らにとって老朽した住宅に住まわざるを得ない状況があったことがあげられる。外国人や高齢者を住宅弱者にさせている現実が、同時に彼らを災害弱者にしているのである。阪神大震災は「住宅弱者は災害弱者」であるという事実を、如実に浮かび上がらせたと言えるだろう。（文責：稲葉佳子）



\*1本報告は「居住問題からみた在日ベトナム人の被災状況と今後の課題」喜多川豊宇・稲葉佳子・塩路安紀子平成7年5月の一部を再編集して収録したものである。また本調査を実施するにあたっては、特に以下の方々にご協力いただきました。

トラン・ディン・トンさん、キューさん兄弟  
日比野純一さん 山崎澄穂さん



## 互いに励ましあい助けあい、 帰国者自身の手で自立定着することが大切

嶋清さん・馬桂蘭さん(中国帰国者のための自助組織会長)に聞く

嶋さんは11歳で終戦を迎え、開拓団の両親が避難中に死亡し自力では帰国できなかった。1983年11月帰国。東京都新宿区内の都営住宅に家族で居住し、妻(馬桂蘭さん)とともに鍼灸治療院を開業。帰国者組織「扶桑同心会」の会長をつとめる。

### \*中国帰国者の現状—言葉、生活習慣、職業の問題

日本での生活問題は、住宅問題よりも言葉や生活習慣、家族関係、就職などが多い。

まず、言葉の問題が大きい。残留婦人は日本語を覚えている人もいると思うが、まったく日本語が分からない孤児や配偶者は、高齢なこともあって、日本語がなかなか上達しない。私自身は中国で密かに日本語を勉強していたし、一緒に帰国した子供達(当時小学生)は、半年程度ですぐに日本語が話せるようになったが、妻は苦勞した。

また、中国と日本では人間関係も違い戸惑った。中国では、親しくなれば家族や兄弟同然だが、日本では、他人の家で電話を掛ければ10円を払ったりする。どうつき合っていけばいいのかわからないことも多かった。就職も、日本語会話力や年齢的な理由で非常に難しい。清掃関係に勤めている人が多いが、近年の不況でそれも難しい状況になっている。私の場合は、中国では県立病院の口腔外科主治医師だったが、日本では中国の医師免許が通用せず、鍼灸の勉強をし直して治療院を開業した。中国で教師をしていたり、資格を持っている人でもそれが生かせない。

せめて30代40代で帰国していれば、人生のやり直しもできたのに。国交を回復して23年経つ。なぜ、もっと早くに対応してくれなかったのかといつも感じている。

### \*帰国者で支え合う「扶桑同心会」

帰国者が自殺したことがあった。あんなに苦勞しても中国で生き延びてきたことを考えると、ようやく日本へ帰ってきて、なぜ自殺をと思うが、それだけ抱える問題が大きいのだと思う。帰国者の問題は、同じ立場の人の方がよく分かることもあって、帰国者同士で支え合う組織「扶桑同心会」を1991年に結成した。会では機関紙の発行・就職や身元引受人探しなどの情報交換や生活相談をしている。現在会員は全国で370世帯、家族を含めると、その4~5倍の人たちがこの会に関わっている。帰国者だけでなく、中国からの留学生や当地の日本人も加わっている。

### \*これからの問題は老後の生活

我々の最も大きな関心事は、老後の問題だ。帰国者には、中国残留中に年金の保険料を支払っていなかったという理由で、国民年金が支給されず生活保護を受給するしかない(\*1)。「自分たちが支払い続けた年金を、どうして払っていない中国からの帰国者に支給しなければならぬのか」という批判もある。しかし、払いたくても日本に帰れずに払えなかったという現状を分かってもらいたい。現在は、60歳以上の帰国者は、国費で、子供のうちの1家族を同伴することができるようになったが、それは、老後の面倒を看させるためである。個人の賠償問題も重要だが、帰国者にとっては、今、老後の問題が最重要課題である。

### \*家庭の不和、離婚、世代間のギャップも深刻

また、心労が重なると「日本人」である帰国者とその家族の間で不和が起こる。「一緒についてきたのに、こんな苦勞をさせられて」と離婚を考える人も少なくない。日本社会への適応が早い世代と、親世代や帰国者とのギャップも深刻である。妻は、子供達が日本語で喧嘩をしている理由が分からず悲しくなったことがあったようだ。いずれ第二世代のアイデンティティの問題やメンタル・ケアも必要になってくるだろう。帰国者も高齢化が進み、問題も山積しているが、今後もこの会の活動を通して、帰国者の生活問題などについて考えていきたい。

(イグネー：稲葉佳子・小菅寿美子、文責：小菅寿美子)

\*1 平成8年4月より国民年金の未払込額を追納することで満額の年金受給が可能となるが、追納額が高額である等の問題点も指摘されている。

住宅時事往來7号 無断転載を禁じます

編集・発行：まち居住研究会(ソ・ファンク内)

〒102 東京都千代田区飯田橋 4-5-4-201

次号予告：住宅時事往來8号 (3月発行予定)

「留学生の住宅問題」 頒価 300円(送料実費)